

令和2年度 事業報告

自 令和2年9月 1日

至 令和3年8月31日

【広報環境委員会関係】

1. 愛鳥奨励校の指定一定款第4条（3）

愛鳥奨励校として、各ブロックより推薦された次の5校を指定し、指定証と奨励金5万円贈呈した。

令和2年度

①品川区立 中延小学校

②中野区立 桃園第二小学校

③杉並区立 馬橋小学校

④練馬区立 南が丘小学校

⑤清瀬市立 清瀬第四小学校

2. 鳥獣生息環境整備活動（天敵捕獲）一定款第4条（1）（3）

鳥類、特に放鳥したキジ、ヤマドリ、などの繁殖を著しく疎外しているとされる、キツネ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、カラス、そしてカワウを狩猟期間中に、狩猟による捕獲を勧奨することにし、チラシ3,000枚を印刷して全会員に配布した。

その結果、令和2年度の狩猟期間内に捕獲した報告は、キツネ 33匹、タヌキ 375匹、ハクビシン 117匹、アライグマ 134匹、カラス 469羽、カワウ 358羽であり、報告のあった地区にそれぞれ報奨金を交付した。

3. ヤマドリ・キジの放鳥一定款第4条(3)

千葉県石橋養殖場から、成鳥ヤマドリ100羽、キジ100羽の合計200羽を購入し、令和2年10月25日、西多摩地区の各地に分散して放鳥した。

4. 有害鳥獣駆除への助成一定款第4条(1)(10)

有害鳥獣駆除の依頼を請けて従事し、申請のあった9地区、合計21回の中、延16回分について、1回につき3万円を助成した。

5. 狩猟免許講習会一定款第4条(5)

狩猟免許試験を受けようとする、初心者を対象とした狩猟免許講習会を、令和2年度分として、足立区勤労福祉会館において令和2年9月13日に70名、及びルミエール府中において令和2年10月31日に68名、令和3年2月20日に66名、合計204名の受講者を対象に開催した。

6. 会報の発行一定款第4条(8)

会報第70号を2,700部発行し、全会員に配布した。さらに関係各官庁と各道府県猟友会に贈呈した。

7. 狩猟者試験等の受託一定款第4条(6)

免許更新のための適正検査および講習会(令和2年度分4回、令和3年度分1回)、初心者対象狩猟免許試験3回、合計8回の会場整備を東京都の委託を請けて行った。狩猟読本3,100冊を東京都に販売した。

【安全指導委員会関係】

8. 事故防止活動一定款第4条（2）

令和3年8月、狩猟事故・違反の絶滅と銃砲の保管・管理の徹底を期するために、広報用のチラシ3,000枚を印刷し、全会員に配布した。

9. ハンター保険の取り扱い一定款第4条（10）

各地区から申し込みされた89地区、1,993名の取り扱いをした。

10. フィールド射撃研修会（第40回）一定款第4条（5）

令和3年4月11日に第40回安全狩猟フィールド射撃研修会を安全狩猟関東山静ブロック射撃大会の選考会をかねて会員136名が参加し成田射撃場において開催した。

11. 地区対抗射撃研修会（第75回）一定款第4条（5）

令和3年5月9日に成田射撃場において開催を予定していた第75回安全狩猟地区対抗射撃研修会は新型コロナウイルス感染防止のため開催を中止した。

12. スラグ射撃研修会（第41回）一定款第4条（5）

令和3年6月6日、西富士射撃場において開催を予定していた第41回安全狩猟スラグ射撃研修会は新型コロナウイルス感染防止のため開催を中止した。

1 3. ライフル射撃研修会（第42回）一定款第4条（5）

令和3年6月12日、西富士射撃場において開催を予定していた第42回安全狩猟ライフル射撃研修会は新型コロナウイルス感染防止のため開催を中止した。

1 4. 地区射撃研修会への助成一定款第4条（10）

地区およびブロックで開催する射撃会に対し、申請のあった1地区に賞状を助成した。

1 5. 狩猟事故共済一定款第4条（10）

本会会員の狩猟事故共済制度適用にかかる事故発生報告は、死亡事故が2件発生し600万円、自損傷害事故が3件発生し69,000円が申請者に給付された。

損保ジャパンハンター保険より、死亡事故が2件発生し470万円、自損事故が4件発生し、保険金として272,600円がそれぞれ申請者に給付された。

1 6. 第34回1都8県親睦安全狩猟ライフル・スラグ射撃大会開催と選手の参加一定款第4条（2）

山梨、群馬、埼玉、静岡、茨城、栃木、千葉、神奈川、東京の各都県猟友会による第34回大会が、茨城県猟友会の当番で「茨城県狩猟者研修センター」において開催予定であったが新型コロナウイルス感染防止のため開催を中止した。

【総務委員会関係】

17. 狩猟登録申請および返納事務の代行一定款第4条（6）

令和2年度の狩猟登録申請の代行を令和2年9月1日から開始、期間中、派遣アルバイト3名を雇用し、2,032件の申請取り扱いをした。同じく、返納事務代行を令和3年2月17日から開始し、登録証の返納と捕獲報告に関する事務の取り扱いを行った。

18. 功労者表彰一定款第4条（10）

- （1） 地区長交代等による退任者2名に、規定によって感謝状と記念品を贈呈した。
- （2） 各地区から推薦のあった23名に対し、第102回通常総会において感謝状と記念品を贈呈した。
- （3） 大日本猟友会の功労者表彰にあたって、本会より、規定の推薦基準によって、大泉 克義（牛込）、中村 勲（戸塚）、飯田 勝洋（志村）、黒川 隆司（小松川）、の4氏を推薦し、表彰された。

19. 関東山静ブロック猟政運営協議会の開催一定款第4条（5）

新型コロナウイルス感染防止のため開催を中止した。

20. 都猟会館の運営一定款第4条（4）

1階・2階・3階・4階・5階・6階・7階・8階を賃貸契約している。

【財務委員会関係】

2 1. 事故防止対策費の助成一定款第 4 条（2）（1 0）

各地区で独自性と自主性に富んだ狩猟事故防止活動に活用してもらうため、事故防止対策費として、大日本猟友会会費の 2 5 %相当額の交付を受け、その中から事故防止対策金として、地区会員 1 人当たり第一種 4 0 0 円、網・わな、第二種 2 0 0 円の割合で各地区に助成した。

2 2. ハンター保険取扱事務費の助成一定款第 4 条（1 0）

本会が取り扱っているハンター保険に加入した 9 0 地区に対し、地区会員 1 人当たり 1 5 0 円の割合で、加入の勸奨と事務取扱のための助成金を交付した。